

## 西海市非農地証明交付基準方針について

現況が非農地化し、かつ、下記の条件に適合する土地について、西海市農業委員会が農地法適用対象外である旨を証明する非農地証明を交付する基準を以下のように定める。

### 西海市非農地証明交付基準

次に掲げる①～②の基準にすべて該当する土地を対象とする。

① 非農地通知の対象とはならない土地

② 次のいずれかに該当する土地

②-1 非農地の原因が人為的なものであり、かつ、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地

②-2 災害により表土流出又は土砂流出を受け潰廃した土地で農地としての復旧が困難と認められる土地

②-3 上記②-1及び②-2以外の土地で以下の基準に該当する土地

1. 農地転用許可不要案件として処理した土地について現況が非農地である旨証明する必要が生じた土地
2. 登記簿が農地以外で課税が農地の土地について、人為的に非農地化した土地について証明する必要が生じた土地
3. 農地転用許可及び受理後、土地登記簿の地目変更登記申請に添付のために「転用済基準に該当する土地」に該当する旨証明する土地（※1）  
「農地転用関係事務指針 P.52 1. 転用済証明書の発行基準（2）具体的事案についての基準」  
①～⑤に該当する土地
4. 農地転用許可及び受理後、目的どおり一旦完成（完結）したが、現在は別の目的で引き続き人為的に非農地である旨証明する土地

事務指針 50 頁②-3 について市町が定めた基準 1. から 4. を西海市農業委員会として定め、制度改正後の非農地証明書の交付基準とする。（発行手数料 1 通 150 円）

基準を定めたことにより、「現況確認証明」は今後発行しないことになる。